

ノーネクタイ等の働きやすい服装の通年実施について

これまで町では、6月から9月までを執務能率向上のための軽装（ノーネクタイ等）期間とし実施してきました。

この度、町職員の働き方改革の一環として、職員が快適と感じる温度での執務環境を整え、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスクの常時着用による不快感を軽減し、執務能率の向上を図る観点から、職員一人ひとりの自主性を重んじ、ノーネクタイ等の働きやすい服装での執務を通年で実施することとしました。

快適と感じる環境に個々で調整可能とすることで業務の効率化を図り、町民サービスの向上につなげてまいります。

～ これからの取組 ～

ノーネクタイ等の働きやすい服装での執務を通年実施します。

ただし、次の点に留意します。

- 1 公務員としての品位を失わない節度ある服装とすること。
- 2 式典への出席など、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイ等の着用をすること。
- 3 ネクタイの着用を一律に禁じるものではないこと。

町民の皆様、ご来庁の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年5月

総務課職員係